

宿泊税の用途について

目次

宿泊税を財源とする取組の考え方	・・・・・・・・・・・・・・・・	3P
宿泊税の使途の考え方	・・・・・・・・・・・・・・・・	4P
町全体の宿場町としての魅力を高める施策	・・・・・・・・・・・・・・・・	5P
① 肥後大津駅周辺の魅力化	・・・・・・・・・・・・・・・・	6P
② 交通基盤の強化	・・・・・・・・・・・・・・・・	7P
③ 飲食体験の強化	・・・・・・・・・・・・・・・・	8P
④ 外国人観光客への受入環境整備	・・・・・・・・・・・・・・・・	9P
⑤ その他の施策	・・・・・・・・・・・・・・・・	10P
特別徴収交付金	・・・・・・・・・・・・・・・・	11P

宿泊税を財源とする取組の考え方

- 将来にわたって大津町を「現代の宿場町」として確立していくため、宿泊税の税収は、
 - ・ 町全体の宿場町としての魅力を高める施策 や、
 - ・ 持続可能な宿場町を実現するための、住民と宿泊者の共生を推進する施策 に使われることが望ましい。
- これまでの外部検討委員会での議論も踏まえ、宿泊税を財源とする取組について、現時点では下記の施策を優先して実施することとして想定している。

町全体の宿場町としての魅力を高める施策

- ① 肥後大津駅周辺の魅力化
- ② 交通基盤の強化
- ③ 飲食体験の強化
- ④ 外国人観光客への受入環境整備
- ⑤ その他の施策

宿場町としての
魅力のPR

持続可能な宿場町を実現するための、
住民と宿泊者の共生を推進する施策

両者を連動させながら並行して推進

※ 具体的な宿泊税の使途事業については、年度ごとに検討することとなり、当該年度に実施する事業によって、異なる優先順位で整理する可能性がある。

宿泊税の使途の考え方

- 宿泊税は、その使途を明確し、税負担を求める宿泊者と関係を有する事業に充当することが望ましい。
 - ・ 目的税は、収入の使途が特定されているもので、当該収入を充当する経費を特定し、通常、その支出と何らかの関係（受益等）を有する者にその負担を求めるものである（「地方税法総則逐条解説」）。
 - ・ したがって宿泊税については、その税負担を求める宿泊者と関係を有する経費（施策）に充てることとして、使途を特定する必要がある。
- 宿泊税の使途については、大津町振興総合計画に定められた「現代の宿場町」の確立に係る施策のうち、税負担を求める宿泊者と関係を有する事業に、優先順位を設けて充当することが望ましい。
- 宿泊税の使途については、新規事業及び既存事業の拡充を中心に充当することが望ましい。
 - ・ 宿泊税を活用する事業については、税負担を求める宿泊者にとって、受益と負担の関係性が明確である必要がある。
 - ・ したがって、新規事業及び既存事業の拡充、又はそれらの効果的な継続に資する事業を中心に充当することが望ましい。
- 宿泊税を財源とする事業については、定量的な指標を用いるなど、事業の効果を十分に検証する方法を取り入れる必要がある。
 - ・ 総務省からの通知により、法定外税の課税については、原則として一定の課税を行う期間を定めることが適当であるとされている。
 - ・ 課税を行う期間の終期に、事業の効果を十分に検証したうえで、宿泊税の使途・制度の見直しを行う必要がある。

町全体の宿場町としての魅力を高める施策

- 第3回外部検討委員会においては、宿泊税の税収を、下記の事業に優先的に充てることとしたい旨を説明。
 - ・ 肥後大津駅周辺の魅力化
 - ・ 二次交通の利便性向上
 - ・ 飲食体験の強化
 - ・ 外国人観光客への受入環境整備

町全体の宿場町としての魅力を高める施策 ① 肥後大津駅周辺の魅力化

<施策の概要>

空港アクセス鉄道が開通した後も、大津町を通過点にさせない、宿泊先・滞在先として選んでもらえるまちづくりが必要とされているため、駅周辺まちづくり基本計画に基づき、

- 交通利便性と回遊性を高める公共基盤を整備して、民間投資を呼び込み、
- あわせて、駅前を情報発信・観光案内・二次交通の結節点として位置づけ、観光客やビジネス客が立ち寄り・滞在しやすい環境を整える

ことで、「宿場町の玄関口」として町のブランドを象徴する拠点を形成する。

<具体的な取組みの例> ※ 町が実施する可能性がある施策を記載

- JR肥後大津駅の橋上駅化、自由通路の整備（これらに係る設計を含む。以下同様。）
- 公共Wi-Fi・ワーキングスペースや交流空間の整備
- 肥後大津駅周辺における滞留空間の整備
- 駅前観光案内機能の整備

<スケジュール>

令和8年度～ 基本設計等

町全体の宿場町としての魅力を高める施策 ② 交通基盤の強化

<施策の概要>

■ 二次交通の利便性向上

肥後大津駅から離れたホテル群をはじめ、町中心部からの移動手段の確保が課題となっているため、（特に夜間の）移動手段を確保することで、宿泊客の滞在中の移動を円滑化し、利便性を向上させるための取組みを推進する。（さらに、次ページの③飲食体験の強化（「ひとり飲み向け店舗情報の整備」「宿泊者向け飲食補助クーポン等による利用促進」等の施策が考えられる）を一体的に実施し、本事業の効果を高める。）

<具体的な取組みの例> ※ 町が実施する可能性がある施策を記載

- 宿泊拠点とまちなかをつなぐ移動サービスの実証
- 自転車貸し出しサービスの町内への導入・拡充支援

※ その他、二次交通の利便性向上に限らず、来訪者全体の利便性向上に資する交通基盤強化の施策についても検討。

町全体の宿場町としての魅力を高める施策 ③ 飲食体験の強化

<施策の概要>

大津町の宿泊地として魅力を高めるため、宿泊客が宿泊・飲食・体験を一体的に楽しめる仕組みづくりを進めることで、「泊まって・食べて・楽しむ」滞在循環を形成し、「夜も楽しい町・大津」を実現する。

<具体的な取組みの例> ※ 町が実施する可能性がある施策を記載

- 飲食事業者等の人手不足対応（モバイルオーダー、キャッシュレス決済、自動配膳ロボット等の導入支援等）
- 宿泊者向け飲食マップのブラッシュアップ（ひとり飲み向け店舗の情報が記載されたマップの制作等）

町全体の宿場町としての魅力を高める施策 ④ 外国人観光客への受入環境整備

<施策の概要>

熊本空港の国際便増加により、今後さらなる外国人観光客の増加が見込まれるため、ハード・ソフト両面における外国人の滞在環境の整備及び外国人観光客向けPRを行うことで、外国人観光客から宿泊先・滞在先として選んでもらえる大津町を実現する。

<具体的な取組みの例> ※ 町が実施する可能性がある施策を記載

- 多言語パンフレット・案内板整備
- 事業者向け語学・異文化対応研修
- 外国人観光客に向けた多言語PR
- 宿泊施設等における伝統文化（梅の造花）等のPR

町全体の宿場町としての魅力を高める施策 ⑤ その他の施策 等

- 前述の①～④の施策に加え、将来にわたって大津町を「現代の宿場町」として確立していくために必要な施策について、宿泊税を充当する。
 - ・ 広域連携強化（観光・スポーツ施設との結びつき）
 - ・ 観光資源等の魅力向上（滞在の厚みづけ）
 - ・ スポーツ・モビリティ滞在の拠点化
- また、①～⑤の各取組を横断する取組として、宿場町としてのブランド発信やプロモーション強化に係る取組にも、併せて宿泊税を充当する。

特別徴収交付金

<施策の概要>

宿泊税の徴収にあたっては、特別徴収義務者である宿泊事業者に経常的に経費が発生するため、宿泊税収の一部を特別徴収交付金として特別徴収義務者に交付することで、当該経費による負担を軽減する。

※ 特別徴収の開始に伴うシステム導入等によるイニシャルコストについては、宿泊税システム整備費補助金を別途交付し対応予定

<具体的な取組みの例>

- 宿泊税収の一部（2.5%）を特別徴収交付金として特別徴収義務者に交付する。